

○桜井宇陀広域連合職員の分限に関する手続及び 効果に関する条例

平成9年3月31日

条例第10号

改正 令和2年3月27日条例第3号 令和5年3月30日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、桜井宇陀広域連合職員（以下「職員」という。）の分限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休職事由)

第2条 職員が、その職に必要な適格性を欠く場合において、降任又は免職することが適当でない認められるときは、その意に反してこれを休職することができる。

第3条 職員が、桜井宇陀広域連合（以下「広域連合」という。）の事務又は事業と密接な関連を有し、かつ、広域連合が必要な援助又は配慮することを要する公共的団体においてその業務に従事する場合においては、これを休職することができる。

(降給の種類)

第4条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいい、降任に伴うものを除く。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

(降格の事由)

第4条の2 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。

- (1) 職員の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。
- (2) 心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合
- (3) 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善さ

れないとき（前2号に掲げる場合を除く。）。

（降号の事由）

第4条の3 任命権者は、職員の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときは、当該職員を降号することができる。

（降任、免職、休職及び降給の手続）

第5条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定若しくは心身の故障のため第2条の事由に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2人を指定して、あらかじめ診断を行わなければならない。

2 法第28条第1項第3号の事由による降任又は免職は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることのできるようつとめたあとでなければならない。

3 降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（降任、免職、休職及び降給の効果）

第6条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合の休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ個々の場合について、任命権者が定める。

2 法第28条第2項第2号に該当する場合の休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

3 第2条の規定に該当する場合の休職の期間は、1年を超えない範囲内において、必要に応じ個々の場合について、任命権者が定める。

4 第3条の規定に該当する場合の休職の期間は、2年を超えない範囲内において、必要に応じ個々の場合について、任命権者が定める。ただし、特別の事由がある場合においては、2年を超えてこれを更新することができる。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項、第3項及び前項の規定の適用については、第1項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第3項中「1年を超えない範囲内」とあるのは「任命権者が定める任期の範囲内」と、第4項中「2年を超えない範囲内」とあるのは「任命権者が定める任期の範囲内」と、「2年を超えて」とあるのは「任命権者が定める任期を超えて」とする。

第7条 任命権者は、前条第1項、第3項又は第4項の規定による休職期間中であつてもその事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

第8条 休職期間の満了した者は、当然に復職するものとする。ただし、あらためて休職その他の行政処分をすることを妨げない。

第9条 休職者は、職員としての身分は保有するが、職務に従事しない。

2 休職期間中の給与については、別に条例で定める。

第10条 降給は、当該職員が現に受けている給与の額に相当する号給の下位2号給以内において行うものとする。

(失職の例外)

第11条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が公務上又は通勤途上における過失によるものであり、かつ、禁錮の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

(その他)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日条例第3号抄)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日条例第4号抄)

(施行時期等)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例に定めるもののほか、桜井宇陀広域連合職員の定年等に関する事項の定めについては、桜井市の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年12月桜井市条例第22号)の例による。